「情報信託機能の認定に係る指針ver1.0」の概要

平成30年10月総 務 省

個人情報の第三者提供に係る個人の同意の現状

<現状>

- 各種サービスを利用する際、プロフィール、位置情報、購買履歴、検索履歴等を含む個人情報が企業によって収集され、その一部は第三者に提供されている場合がある。
- 個人情報保護法では個人情報の第三者提供にあたって原則として本人の同意を必要としており、同法に基づき企業が消費者の同意を取得してはいるものの、実態として、消費者本人の意識が十分ではないケースがあり、そのギャップを埋めるための取組が求められる。

消費者(個人情報提供者)側

- ◆ 第三者提供に同意した覚えが無い
- ◆ 何に使われているか十分に理解していない
- ◆ 第三者提供をやめさせる方法が分からない

企業側(個人情報利用者)側

- ◆ 消費者が同意内容を正確に理解しているか不安
- ◆ レピュテーションリスクからデータの利活用が進まない

(第三者提供に係る利用規約やプライバシーポリシーの記載例)

- ▶ 与信事業に際して、個人情報を加盟する個人信用情報機関に提供する場合等、業務の適切な遂行に必要な範囲で第三者に提供する。
- お客様の同意を得た場合は、パートナー等の第三者に対して個人情報を提供する。
- 法令に基づく場合や第三者と連携したサービスを利用する場合などを除いて、利用者情報をお客様の同意なく第三者に提供することはない。
- ▶ ポイント利用者の行動履歴(ネット閲覧情報、購買履歴、位置情報等)をポイント加盟店等に提供する。
- ※ 共同利用についての規定も見られる。

参考

- 個人情報保護法第23条第1項に規定される第三者提供に係る同意について
- (法第23条第1項)個人情報取り扱い事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。
- ①法令に基づく場合、②人の生命、身体又は財産の保護に必要な場合、③公衆衛生・児童の健全な育成に特に必要な場合、④国等に協力する場合 (個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編) 個人情報取扱事業者は、個人データの第三者への提供に当たり、あらかじめ本人の同意を得ないで提供して はならない。同意の取得に当たっては、事業の規模及び性質、個人データの取得状況(取り扱うデータの性質及び量を含む。)等に応じ、本人が同意に係る判断を行うため に必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容を明確に示さなければならい。

「情報銀行」に関する検討の経緯

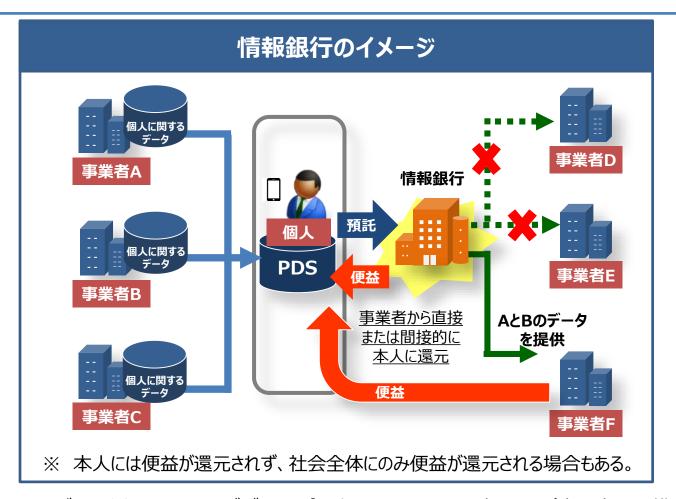
- ●官民データ活用推進基本法(平成28年12月 公布・施行) 個人の関与の下での多様な主体による官民データの適正な活用(第12条)
- 国は、個人に関する官民データの円滑な流通を促進するため、事業者の競争上の地位その他正当な利益の保護に配慮しつつ、多様な主体が個人に関する官民データを当該個人の関与の下で適正に活用することができるようにするための基盤の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。
- データ流通環境整備検討会(内閣官房 I T総合戦略室) 「AI、IoT時代におけるデータ活用WG 中間とりまとめ」(平成29年2月)
 - ・ パーソナルデータを含めた多種多様かつ大量のデータの円滑な流通を実現するためには、**個人の関与の** 下でデータ流通・活用を進める仕組み(PDS、情報銀行、データ取引市場)が有効。
 - 情報銀行等については、分野横断的なデータ活用に向けた動きが出始めており、今後、事業者、政府等 の連携により、その社会実装に向けて積極的に取組を推進する必要がある。
- 情報通信審議会(総務省)

「IoT/ビッグデータ時代に向けた新たな情報通信政策の在り方」第四次中間答申(平成29年7月)

- ・ データ取引市場*及び情報信託機能を担う者について、一定の要件を満たした者を社会的に認知するため、民間の団体等によるルールの下、任意の認定制度が実施されることが望ましい。
- 情報信託機能については、2017年夏以降、必要なルールを更に具体化するための実証事業を継続するとともに、2017年中に、産学が連携して推進体制を整備し、任意の認定制度やルールの在り方について検討し、年内に認定業務に着手することを目指す。

「情報銀行」とは

情報銀行(情報利用信用銀行)とは、個人とのデータ活用に関する契約等に基づき、PDS等のシステムを活用して個人のデータを管理するとともに、個人の指示又は予め指定した条件に基づき個人に代わり妥当性を判断の上、データを第三者(他の事業者)に提供する事業。



「AI、IoT時代におけるデータ活用ワーキンググループ 中間とりまとめの概要」(内閣官房IT総合戦略室)より

「情報信託機能の認定に係る指針ver1.0」の公表

- 4
- ○「情報銀行」については、昨年7月、情報通信審議会において、一定の要件を満たした者を社会的に 認知するため、民間の団体等による任意の認定の仕組みが望ましいとの提言。
- ○認定の仕組みを有効に機能させるため、昨年11月より総務省・経産省では合同の検討会を立ち上げ、

「情報信託機能の認定に係る指針ver1.0」をとりまとめ。(6/26に最終版公表)

<認定基準の基本的な考え方>

- ▶ 「認定基準」は一定の水準を満たす事業者を認定する仕組みのためのものであり、当該認定によって消費者が安心してサービスを利用するための判断基準を示すもの。
- > 消費者個人を起点としたデータの流通(コントロールできる機能の充実)、消費者からの信頼性確保に主眼を置く。

<主な指針案の内容>

①認定基準

- ✓ 経営面の要件
- ✓ セキュリティ基準
- ✓ ガバナンス体制(相談体制、諮問体制等)
- ✓ 個人情報の取得方法や利用目的の明示
- ✓ 利用者がコントロールできる機能
- ✓ 損害賠償責任

②モデル約款の記載事項

委任関係に関する契約上の合意について、 具体的な条件をモデル約款として示す

- ✓ 業務範囲
- ✓ 情報銀行が担う義務
- ✓ 事業終了時等の扱い

(個人情報保護法上も有効な同意に)

③認定スキーム

- ✓ 認定団体の適格性
- ✓ 審査の手法
- ✓ 認定証
- ✓ 認定内容に違反した場合の対応
- ✓ 認定団体と認定事業者の契約
- ✓ 認定団体の運用体制



- 今秋以降、本指針も活用し、一般社団法人日本IT団体連盟が認定を開始予定。
- 今後継続して議論・見直し、ver1.0で対象外とした要配慮個人情報の扱いについても検討。

情報信託機能の認定スキームに関する検討会

【委員】

大日本印刷株式会社 ABセンター コミュニケー

ション開発本部 副本部長

上原 哲太郎 25年

教授

加毛 明 東京大学大学院法学政治学研究科 准教授

東京大学大学院情報学環 ユビキタス情報社会 越塚 登 まかしょう 原 お板

基盤センター長・教授

株式会社野村総合研究所 ICT・メディア産業コ

ンサルティング部

小林 慎太郎 パブリックポリシーグループマネージャー/上

級コンサルタント

〇 宍戸 常寿 東京大学大学院法学政治学研究科 教授

立谷 光太郎 株式会社博報堂 執行役員

田中 邦裕 さくらインターネット株式会社 代表取締役社長

長田 三紀 全国地域婦人団体連絡協議会 事務局長

日諸 恵利 これが祝る コースははない

ティング部 チーフコンサルタント

サルタント・相談員協会 常任顧問

森 亮二 英知法律事務所 弁護士

一般社団法人日本経済団体連合会 情報通信

若目田 光生 委員会企画部会 データ戦略WG 主査

日本電気株式会社 データ流通戦略室長

【オブザーバー】

真野 浩 一般社団法人データ流通推進協議会 代表理事

* E エヨ 株式会社日立コンサルティング

美馬 正司 公共コンサルティング本部ディレクター

石原 遥平 一般社団法人シェアリングエコノミー協会

山本 龍彦 慶應義塾大学法務研究科教授

太田 祐一 株式会社Data Sign代表取締役社長

【関係省庁(オブザーバー)】

内閣官房 情報通信技術(IT)総合戦略室

個人情報保護委員会事務局

【事務局】

一般社団法人日本IT団体連盟

株式会社富士通総研(※調査協力のみ)

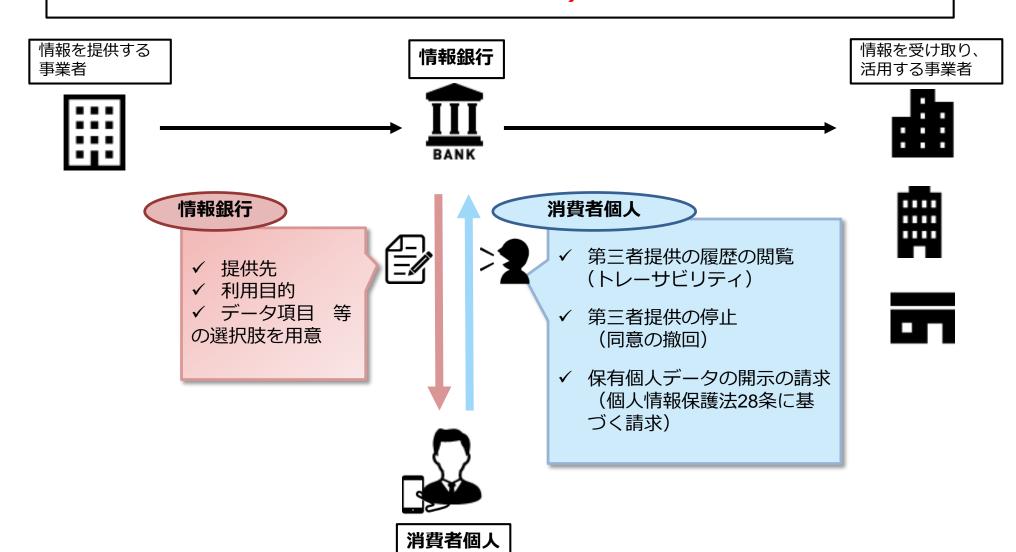
《開催実績》

- ·第1回 29年11月7日(火)
- ·第2回 30年1月10日(水)
- ·第3回 2月23日(金)
- ·第4回 3月23日(金)
- ·第5回 4月19日(木)
- ·第6回 4月24日(火)

利用者がコントロールできる機能

認定基準の例①

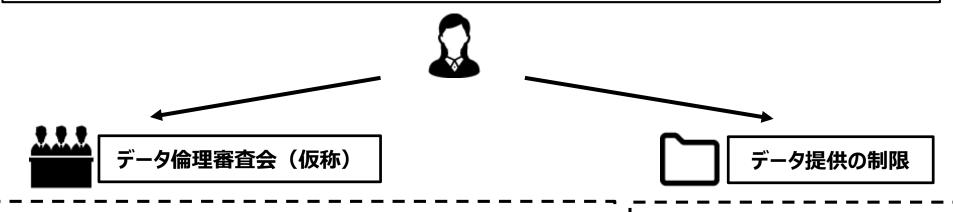
■ 操作が容易なユーザインターフェイス (UI)の提供により、以下の機能を実現



認定基準の例②

消費者からの信頼性確保(1)

データ倫理審査会(仮称)の設置、データ提供の制限、損害賠償責任等により、 消費者の安心・安全を担保



- ✓ 各社に、社外委員を含め様々な観点から、データ利用に関してチェックする体制 を整備(第三者提供先・利用目的・契約内容の適切性をチェック)
- 情報銀行(事業部門)から定期的に報告、データ倫理審査会は必要に応じて 事業部門に調査・報告を求める

定期報告 情報銀行

- ・契約内容・利用状況の審査
- ・利用停止の権限

データ倫理審査会

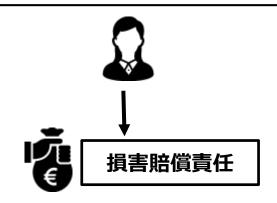


エンジニア、セキュリティ専門家、 法律実務家、データ倫理専門家、 消費者代表、メディア関連専門家 個人が**同意の撤回(オプトアウト)** を求めた場合、当該個人情報の 第三者提供・利用を停止

第三者提供先からの個人情報の 再提供は禁止

消費者からの信頼性確保(2)

■ データ倫理審査会(仮称)の設置、データ提供の制限、損害賠償責任等により、 消費者の安心・安全を担保



- ✓ 消費者契約法など法令を遵守した適切な対応をとる
- ✓ 情報銀行は、個人との間で苦情相談窓口を設置し、一義的な説明責任を負う
- ✓ 提供先第三者に帰責事由があり個人に損害が発生した場合も含め、情報銀行が個人 に対し損害賠償責任を負う

個人

| 情報 | 銀行 提供先 第三者



- •相談窓口を通じた説明
- 個人に損害が発生した 場合の賠償責任



- 必要に応じ、調査等
- 情報銀行に損害が 発生した場合に求償



情報セキュリティ基準

認定基準の例3

基本原則

- ①リスクマネジメントにもとづく、情報セキュリティ及びプライバシーに関する十分な体制の確保
- ②データ量が増加した場合でも十分な情報セキュリティ体制
- ③国際標準・国内規格の考え方も参考に、情報セキュリティ及びプライバシー保護対策を徹底 (例: JISQ15001個人情報保護マネジメントシステム(要求事項)、ISO/IEC29100(JIS X 9250)プライバシーフレームワーク)

遵守基準

- ①個人情報の取り扱い、安全管理基準について、プライバシーマーク又はISMS認証の取得をしていること
- ②定期的にプライバシーマーク又はISMS認証の更新を受けること
- ③個人情報保護法の安全管理措置として保護法ガイドラインに示されている基準を満たしていること
- ④業法や業種別ガイドラインなどで義務づけられている安全管理措置を遵守していること
- ⑤**以下の具体的基準を遵守**して業務を実施すること、認定申請時に当該基準を遵守していることを示すこと

[情報セキュリティ 具体的基準]

- □ 情報セキュリティマネジメントの確立、運用・監視・レビュー、維持・改善
- □ 情報セキュリティ方針策定
- □ 情報セキュリティ組織(責任者の明確化)
- 人的資源の情報セキュリティ(教育、訓練)
- □ 資産の管理(外部クラウド→裁判管轄、準拠法)
- 技術的セキュリティ(アクセス制御、暗号)

- ◆ 物理的及び環境的情報セキュリティ
- ◆ 運用の情報セキュリティ(不正アクセス検知、ログ管理)
- ◆ 通信の情報セキュリティ
- ◆ システムの取得・開発・保守(要求事項)
- ◆ 供給者関係(サービス製品の要求事項)
- ◆ インシデント管理(外部アタックテスト)
- ◆ 事業継続マネジメント

※ プライバシー保護対策については、ISO/IEC 29100プライバシーフレームワークに基づく行動規範の国際規格(ISO/IEC 29151※)について、本認定基準に採用するか継続的に検討

認定団体の運用スキーム

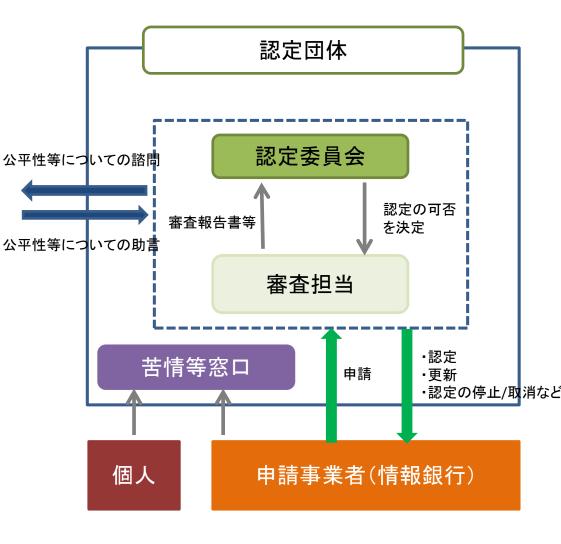
- 1)認定団体の適格性
 - ・独立性、中立性、公平性の担保
- 2) 認定する際の審査の手法
 - ・認定は、事業者単位/事業単位
 - ・申請フォーマットにもとづいた審査
 - ・認定料、更新手続き、更新期間の設定

監査諮問委員会

(有識者、消費者、セキュリティ専門家等を含む)

- 3)認定証
 - ・認定証の交付
 - ・認定事業者リストをHP等で掲示
 - ・認定証の無断使用への対応
- 4) 認定内容違反への対応
 - 一時停止、停止、認定の取り消し等
 - 監査諮問委員会に諮問
- 5) 認定団体と認定事業者との間の契約
 - ・認定基準の遵守、更新手続き
 - ・認定基準違反時の対応
 - ・検査、報告徴収

6) 認定団体の運用体制

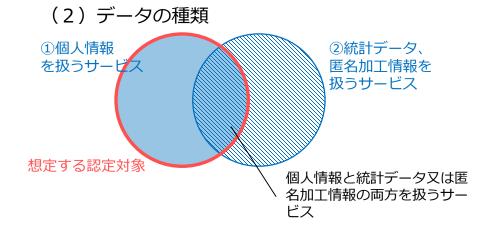


認定の対象について

- 「認定」はあくまで任意のものであり、認定を受けることが事業を行うために必須ではない。
- 認定の対象は、①事業者が個人情報の第三者提供を本人が同意した一定の範囲において本人の指示等に基づき本人に代わり第三者提供の妥当性を判断するサービスが基本であるが、様々な形態の事業の出現を想定し、②本人が個別に第三者提供の可否を判断するサービスも含むこととする。(※)
- ※②本人が個別に第三者提供の可否を判断するサービスのうち、提供事業者が情報の提供先を選定して個人に提案する場合など、提供事業者が比較的大きな役割を果たす(責任をもつ)ケース(②-1)を想定。他方、純粋なPDSなどデータの管理や提供に関し個人の主体性が強いサービス(②-2)まで認定の対象として想定している訳ではない(認定がないことをもって信頼性が低いと評価されるべきものではない)。
- ※なお、データ保有者と当該データの活用を希望する者を仲介し、売買等による取引を可能とする仕組み(市場)である「データ取引市場」については認定の対象外。

(1) 個人情報の提供に関する同意の方法 ①事業者が本人の 指示等に基づき、 本人に代わり第三 者提供の妥当性を ②本人が個別に第 判断するサービス 想定する認定対象 三者提供の可否を 判断するサービス (3) データの収集方法 ①事業主体が新た ②事業主体が他 サービスの提供等 に収集するデータ を扱うサービス によって既に保有 しているデータを 扱うサービス 想定する認定対象

両方のデータを扱う事サービス



※本検討会で対象とする「個人情報」には、「要配慮個人情報」 「クレジットカード番号」「銀行口座番号」は含まない

「情報銀行」認定の開始に関する動向

- IT連 プレスリリース(9月12日): IT連が情報銀行の認定団体となることを公表
 - ・ IT連内に「情報銀行推進委員会」を新設
 - 情報銀行の認定業務に向けた準備作業を実施



プレスリリース 2018年9月12日 一般社団法人 日本IT団体連盟

日本IT団体連盟、今秋を目処に 「情報銀行」を審査・認定する「情報銀行認定」事業を開始

IT産業に関わる日本最大級のIT団体の連合体「一般社団法人 日本IT団体連盟」(東京都千代田区、代表理事 兼 会長:川邊 健太郎、以下日本IT団体連盟)は、情報銀行推進委員会を設置し、今秋を目処に、民間企業が個人から同意のもと、個人情報を含むパーソナルデータを預かり、個人の代わりに妥当性を判断の上、第三者の事業者にパーソナルデータを提供する「情報銀行」事業を審査・認定する「情報銀行認定」事業を開始いたします。

※日本IT団体連盟プレスリリースより

■ IT連&総務省 説明会(10月19日): 「情報銀行認定事業/普及啓発活動」に関する説明

- 1. 日時:2018年10月19日(金)10時30分~12時00分(受付開始:10時00分)
- 2. 場所:総務省地下2階講堂(東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館)
- 3. 内容:
 - ・来賓挨拶(「情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会」主査 宍戸 常寿(東京大学大学院教授)
 - ・「情報信託機能の認定に係る指針ver1.0」のとりまとめに関する説明(総務省 飯倉主税)
- ・情報銀行推進委員会の役割「認定事業/普及啓発活動」に関する説明(日本IT団体連盟 情報銀行推進委員会委員長 井上貴雄)
- 4. 定員 100名 (申込締切10月12日)
- 5. お申込 https://itrenmei.jp/registration/

情報信託機能の認定指針の見直しに向けた検討体制(案)

- 「指針Ver1.0」では認定の対象外としていた要配慮個人情報等の個人情報のうち、金融データ及び 健康・医療データの利活用について検討を行うためのWGを設置。
- WGでの議論を踏まえ、検討会において指針の見直し(「指針Ver2.0」の策定)に向けた検討を行う。

情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会

以下を踏まえ、指針の見直しに向けた検討を行う

- ・金融データWG及び健康・医療データWGでの議論
- ・情報信託機能活用促進事業(30年度予算)における実証事業
- ・その他パーソナルデータ利活用を巡る状況等

金融データWG

- 決済データを利活用した新たなサービス
- ・金融分野の情報銀行のユースケース
- •QRコードによるモバイルペイメントの実証に係る体制、内容等

【想定メンバー】

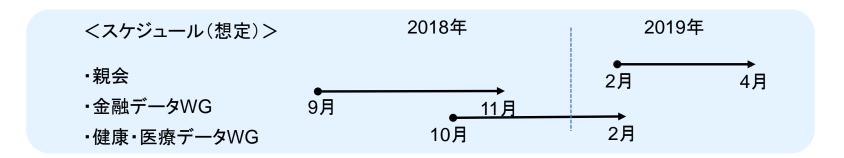
金融機関、決済事業者、キャッシュレス推進協議会有識者、関係省庁

健康・医療データWG

- データの分類
- ・期待されるユースケース
- ・健康・医療データを扱う場合のルールの検討

【想定メンバー】

医療関係者、関係省庁、有識者



情報信託機能を活用した実証事業 委託先一覧

まちづくり(ヘルスケア)分野とスポーツ・観光分野の情報信託機能に基づくパーソナルデータ利活用 【地域、ヘルスケア、観光】

提案者	(<u>一社)おもてなしICT協議会</u> 、広島県、高松市、さいたま市、会津若松市、沖縄県、慶應義塾大学、日本アーバンスポーツ支援 協議会
実施地域	さいたま市(美園まちづくり)、広島県
事業概要	【まちづくり(ヘルスケア)分野】まちづくりのコミュニティの参加(1000名)による生活に係わる情報や行動データ、購買データを収集して、OneToOneによるパーソナルデータ利活用モデルの構築。 【スポーツ・観光分野】情報仲介機能の手順(利用契約により第三者提供/利用目的明示)でパーソナルデータを取得したFISE 広島世界大会における3万人のデータを利活用してファンクラブ化によるファンサービスの提供と新しいスポーツスポンサーモデルの構築。 政府の政策および過去投資の活用、事業の継続性を踏まえた事業とする。自治体の関与での取り組みは、デジタル・ディバイド(できる者とできない者の間に生じる経済格差)とならない事業モデルの構築となる。

個人のloTデータ等を活用したライフサポート事業【IoT】

提案者	情報銀行事業者: (株)日立製作所、(株)日立コンサルティング、 情報提供元:インフォメティス(株) 情報提供先:東京海上日動火災保険(株)、日本郵便(株)、デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム(株)
実施地域	東京都近郊
事業概要	 ▶ 日立製作所の社員200名を対象に、各家庭に設置する電力センサから得られる「電力データ」、個人が装着するリストバンド型センサから得られる「健康データ」、日立製作所が保有する「所得データ」、個人本人が入力する「基本データ」を活用し、以下のモデルケースにおけるデータ活用の有効性を検証する。 ✓ 保有家電の特定に基づく、家電向け保険・サービス開発の可能性検証 ✓ 個人の在宅率の把握に基づく、再配達の削減につながる宅配ルート設計の可能性検証 ✓ 生活プロファイルに基づく、個人の関心に合ったWeb広告配信の可能性検証

情報信託機能を活用した実証事業 委託先一覧

情報信託機能を活用した次世代型トラベルエージェントサービス【観光】

提案者	株式会社JTB、株式会社JTBコミュニケーションデザイン、大日本印刷株式会社、上野観光連盟 他
実施地域	〈滞在時間向上・回遊活性を課題とする自然・文化芸術モデル地区〉 東京・上野エリア/京都・岡崎蹴上エリア
事業概要	情報信託機能を活用した「次世代型トラベルエージェント」実証:旅行者のデータ活用判断支援・サービスマッチング・共通観光パスなどの機能を搭載した次世代型トラベルエージェントアプリの提供によって、スマートな旅行体験を実現し、サービス事業者へのデータ活用ダッシュボード機能の提供により、人口減少時代における観光サービスの効率化と旅行者との関係構築を支援する。 認定スキーム検証:情報信託機能の認定指針をもとにした契約約款の策定/評価プロセスを実施し、契約策定や認定に関する課題を検証する。

地域型情報銀行(情報の地産地消による生活支援事業)【地域、IoT】

提案者	中部電力株式会社、大日本印刷株式会社、キュレーションズ株式会社、 豊田市役所、豊田まちづくり株式会社、株式会社山信商店
実施地域	愛知県豊田市(市街地)
事業概要	〇「地域型情報銀行」:情報の地産池消による生活支援事業 生活者のパーソナルデータ(会員情報や行政データなど)および日常の生活データ(体重などの身体情報や家庭内の電力使用量などのセンサーデータ)を地域型情報銀行が集約・管理し安全安心に地域内で流通させることで、地域サービスの効率化・高度化を実現し、生活者の日常生活の不便を解消すると共に地域内の消費活性を図る。

情報信託機能を用いた個人起点での医療データ利活用実証事業【ヘルスケア】

提案者	(株)三井住友銀行、(株)日本総合研究所
実施地域	大阪府他
事業概要	 ▶ 情報銀行が要配慮個人情報である医療データを取扱う際の、法務面・システム面・ユーザー面(利便性や意識)・ビジネスモデル面等についての要件を整理。 ▶ 様々な医療機関等から提供される医療データを、デジタル化して取り込み、安心・安全に管理できるPDS機能の提供 ▶ PDSに統合・蓄積された個人の医療データを、データ利活用事業者に提供することで、個人に便益を提供するモデルの検討